

議案第 1 1 号

長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正
する条例

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 3 月 2 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

長与町が設置する特定教育・保育施設の延長保育料及び一時預かり保育料の規定を定めるもの。

長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（延長保育料）

第5条 町長は、町立高田保育所において延長保育（法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。）を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から延長保育料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する延長保育料の額は、1時間当たり200円を限度として町が定める額とする。

（一時預かり保育料）

第6条 町長は、町立高田保育所において一時預かり保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業として行う保育をいう。）を受けた小学校就学前子どもの保護者から一時預かり保育料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する一時預かり保育料の額は、1日当たり2,500円を限度として町が定める額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。